

第57号議案

春日市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

平成30年9月3日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

コンビニエンスストア等における証明書の交付サービスを開始すること等に伴い、当該サービスにより印鑑登録証明書を交付すること等に関し、所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 春日市印鑑条例の一部を改正する条例

春日市印鑑条例(昭和51年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第14条の見出しを「(印鑑登録証明書交付申請書による印鑑登録証明書の交付の申請等)」に改める。

第14条の次に次の1条を加える。

(多機能端末機等による印鑑登録証明書の交付の申請等)

第14条の2 前条第1項の規定にかかわらず、登録者であって行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)の交付を受けているものは、当該個人番号カード及び多機能端末機(本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機であって、利用者が必要な操作を行うことにより証明書(市長が別に定めるものに限る。以下同じ。)の交付の申請をすることができる機能及び当該申請に基づき自動的に証明書を交付する機能を有するものをいう。以下同じ。)又は利用者操作用端末機(本市の窓口を設置する端末機であって、利用者が必要な操作を行うことにより証明書の交付の申請をすることができる機能を有するものをいう。以下同じ。)を利用することにより、市長に印鑑登録証明書の交付を申請することができる。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請が相当な方法によりされたものであるときは、多機能端末機を利用して申請をした者に対しては当該申請に係る多機能端末機で交付する方法により、利用者操作用端末機を利用して申請をした者に対しては本市の窓口で直接に交付する方法により、印鑑登録証明書を交付しなければならない。

第15条中「市長は」の次に「、第14条第1項の規定による申請があった場合において」を加え、「場合」を「とき」に、「印鑑登録証明書を交付する」を「当該申請を受理する」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。